

健康保険証とマイナンバーカードの一体化について

令和7年7月15日 令和7年度第1回評議会

マイナ保険証の利用促進に向けた広報について

1. 具体的な周知・広報の取り組み内容

	広報媒体	時期	対象者	内容
本部	保険料 納入告知書	令和7年 6月 10月	事業主	■ 日本年金機構が事業主に送付する納入告知書に「資格確認書」の一括発行の内容と併せて構成したチラシを同封。 (通常支部が作成しているチラシとは別にチラシを同封。)
	チラシ	令和7年10月	事業主	■ マイナ保険証の利用促進に係るチラシを「被扶養者資格の再確認」時に扶養調書と併せて同封する。
	WEB広告	令和7年10月 11月	加入者全員	■ マイナ保険証利用促進に関するランディングページを協会けんぽのホームページ上に作成し、WEBバナー広告から誘導する。
支部	新聞広告	令和7年7月 ～9月	島根県民	■ 地方第一紙へ広告（全5段モノクロ）1回を掲載する。
	保険料 納入告知書	令和7年7月 以降適宜	事業主	■ 本部が作成するチラシとは別に毎月支部が作成しているチラシの記事として掲載する。
	健康保険委員 広報誌	令和7年7月 以降適宜	健康保険委員	■ 健康保険委員の広報誌の記事として掲載する。
	メールマガジン LINE	令和7年7月 以降適宜	メルマガ登録者 LINE友だち	■ メールマガジン、LINEのトピックとして配信する。

2. 広報イメージ

【本部実施：ホームページ（ランディングページ）現行（一部抜粋）】



【支部実施：新聞広告イメージ】



「資格確認書」の一括発行について

1. 「資格確認書」の一括発行

令和7年12月2日から従前の健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証の利用登録がない方やマイナンバーカードの有効期限・電子証明書の期限が切れた方、マイナンバーカードを返納した方などに対して「資格確認書」を一括発行します。

送付の対象者及び時期等については以下のとおりです。



送付対象者	令和6年11月30日までに加入された方のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1.2千万人）
送付時期	令和7年7月～令和7年10月（予定） ※最新の状況については令和7年6月以降にホームページに掲載。
送付方法	世帯単位で被保険者の方の住所宛に送付 ※資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書4枚を同封。送付対象者が5名以上の場合は、複数に分かれる。 ※不着となった場合、被保険者の方のお勤め先事業所宛に再送付。
送付物	・送付書兼資格確認書貼付台紙 ・資格確認書 ・説明用チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返送用封筒） ※被保険者の方の住所に送付後、不着となった場合、被保険者の方のお勤め先事業所へ送付文書と上記送付物を併せて送付。

2. 送付予定対象者一覧表の送付

資格確認書の一括発行にあたり、事業所に対して、送付対象者を事前にお知らせするための一覧表を以下のとおり送付します。

送 付 対 象	資格確認書の送付対象者がいる事業所
送 付 時 期	令和7年7月～令和7年8月（予定）
送 付 方 法	原則、長3封筒で送付。 ただし、送付予定対象者が多い場合は角2封筒で送付。 ※普通郵便で送付。
送 付 物	・送付文書 ・送付予定対象者一覧表

※資格確認書の送付対象者データ抽出後に資格を喪失した者については可能な限り確認し、引き抜きを行うこととしているため、送付予定対象者一覧表に記載されている方であっても資格確認書が送付されない場合があります。

3. 「資格確認書」一括発行スケジュール

	令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書の 一括発行		▼送付対象者 データ抽出						
				事業所へ 対象者一覧 発送				
				個人宛に発送 7月～10月（予定）				
					個人宛未着の場合 事業所へ発送			

4. 「資格確認書」の一括発行に関する周知広報

【具体的な周知・広報の取組内容】

	広報媒体	時期	対象者	内容
本部	関係団体	令和7年5月 6月	関係団体	■ 以下の関係団体に対して、事業所の協力について働きかけを依頼する。 ・日本商工会議所 ・全国商工会連合会 ・全国中小企業団体中央会 ・全国社会保険労務士連合会
	保険料 納入告知書	令和7年6月 10月	事業主	■ 日本年金機構が事業主に送付する納入告知書にチラシを同封。（通常同封しているチラシとは別にチラシの同封。）
	ホームページ	令和7年5月	加入者全員	■ 事業内容および協力依頼の周知広報。
支部	関係団体	令和7年5月 6月	関係団体	■ 以下の関係団体に対して、事業所の協力について働きかけを行う。 ・県商工会議所連合会 ・県商工会連合会 ・県中小企業団体中央会 ・県経営者協会 ・社会保険労務士会 ・県医師会 ・県歯科医師会 ・県薬剤師会
	説明会	令和7年6月	事業所担当者 健康保険委員	■ 社会保険制度説明会等で、事業所の協力を依頼する。
	健康保険委員 広報誌	令和7年6月 以降適宜	健康保険委員	■ 健康保険委員の広報誌で、事業所の協力を依頼する。
	メールマガジン	月1回適宜	メルマガ登録者	■ 当該事業をメールマガジンで配信する。

【「資格確認書」の一括発行に係る関係団体への協力依頼イメージ】

依頼文

島根県支部発第25 - 号
令和7年5月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

全国健康保険協会島根支部長

「資格確認書」の一括発行について（ご案内）

日頃より、当協会の事業運営に当たりご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年12月2日以降、現在お持ちの健康保険証は使用できなくなります。

今後は、「マイナ保険証」をお持ちの方は「マイナ保険証」を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には「資格確認書」が必要となります。

今般、協会けんぽでは、加入者の皆さまに安心して保険診療を受けていただくため、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者の方に対し、令和7年7月から順次、本人の申請によらず「資格確認書」を一括発行することといたしました。

つきましては、【別添】「資格確認書の一括発行について」をご確認のうえ、本事業についてご理解を賜りますとともに、この件に関し貴会員様から問い合わせ等ありました際には、事業の周知にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会島根支部 業務グループ
TEL 0852-59-5189 音声案内「1」
FAX 0852-59-5954